

1 基本姿勢

《いじめの定義》

「いじめ」とは 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第二条から）

「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる」ということ、「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、早期解消のため、本校職員、保護者、及び 関係諸機関の力を結集してその取組にあたり、安全で安心な学校づくりを推進します。本方針はいじめ防止対策推進法（平成25年法律第75号）第十三条により、本校児童が充実した学校生活が送れるよう、いじめ防止を目的に策定しました。

2 いじめ問題に取り組むための校内組織

いじめ防止等の対策のための校内組織として、「いじめ防止対策委員会」を組織し、本校のいじめ対策の中心組織として、学校としての方針や計画を立案するとともに、いじめが発生した場合（インターネットを通じて行われるものを含む。）は、解決に向け組織的に対応します。また、日常的には、「児童指導検討会」を原則として毎週開催し、児童の変容や実態の把握に努めながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向けて、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行います。

《いじめ防止対策委員会メンバー》

全職員

保護者や地域の協力が必要な場合は、PTA役員や地域の代表を加えます。

さらに必要な場合は心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者（スーパーアドバイザー等）を加えます。

3 いじめ防止、早期発見、早期解決に向けての取り組み

(1) 安心して過ごせる学校づくり

児童一人一人を大切にす教職員の意識や、児童の声に耳を傾ける姿勢を大切にします。

- ・児童が納得してルールを守る指導を進め、定着を図ります。
- ・よさの発見と承認により一人一人の自尊感情を育みます（かがやきカードの活用等）。
- ・あいさつや言葉かけにより、あたたかい雰囲気づくりを進めるとともに、豊かな人間関係づくりに努めます。
- ・特別の教科「道徳」の時間の充実を図り、教育活動全体で教え育てる道徳教育を実践します。
- ・情報モラル教育を実践し、利便性と危険性を理解させながら、適切な使い方を指導します。（保護者との連携：保護者対象講演会等の活用）
- ・いじめられている児童に対して「学校全体で絶対を守る」という姿勢で対応します。
- ・「個人の記録」を残し、職員会議後の児童指導検討会を中心に、常に全職員が情報共有します。
- ・小中一貫教育を推進し、小学校間・小中の連携を密にし、中学校進学への不安を解消します。

(2) いじめの早期発見・早期対応

- ・児童の様子を観察し、小さなサインも見逃さないようにします。
 - ・行動の変化（学校に行きたがらない、意欲低下・反抗的・攻撃的になるなど）
 - ・身体反応（食欲がない・過食・眠れないなど）
 - ・表情や会話（元気がない・喜怒哀楽が激しい・無表情・些細なことで泣くなど）
- ・児童との信頼関係の構築に努め、相談しやすい関係づくりに努めます。
- ・学期ごとのアンケートや教育相談を活用し、いじめの有無、児童の様子を把握します。
- ・保護者の訴えに真摯に耳を傾けます。事実確認と報告・連絡・相談を欠かさないようにします。状況に応じて「いじめ防止対策委員会」を開きます。
- ・年2回Q-Uテストを実施し、活用を図ります。
- ・自主学習ノートや日記・作文等の扱いに配慮します。
- ・児童指導検討会での報告に加え、必要に応じて、全職員が共通理解しておいた方がよいことについては随時報告・連絡します。

4 重大事態への対応

◇重大事態とは、

- ・いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき。
 - ・相当の期間学校を欠席しているとき（年間30日を目安。一定期間連続している場合。）
 - ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。
- 市教育委員会への報告、学校組織をあげてその後の調査や対応の相談を行います。必要に応じて、所轄警察等の関係機関に通報し、適切な援助相談を行います。

5 保護者への連絡

いじめが確認された場合には、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者への支援、助言、情報の提供を行います。

6 学校評価の実施

自己評価、学校運営協議会での点検、改善を図ります。